

【福島市議会政務活動費の交付に関する条例】

別記様式 その1（第7条関係）

政務活動費収支報告

令和5年 8月 29 日

福島市議会議長 萩原 太郎 様

会 派 名 耀ふくしま市議団

代表者名 団長 羽田 房男

令和5年度（4月～7月分）政務活動費収支報告について

福島市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり令和5年度（4月～7月分）政務活動費収支報告書を提出します。

【福島市議会政務活動費の交付に関する条例】

別記様式 その2 (第7条関係)

政務活動費収支報告書

令和5年度(4月～7月分) 政務活動費収支報告書

会 派 名 耀ふくしま市議団

1 収 入

政務活動費 1,200,002 円 (うち利息2円含む)

2 支 出

(単位 円)

| 項 目 | 金 額 | 備 考 |
|----------|-----------|--------------|
| 調査研究費 | 0 円 | |
| 研 修 費 | 0 円 | |
| 活 動 旅 費 | 0 円 | |
| 広 報 費 | 827,294 円 | 議会だより No.165 |
| 広 聴 費 | 0 円 | |
| 要請・陳情活動費 | 0 円 | |
| 会 議 費 | 0 円 | |
| 資料作成費 | 0 円 | |
| 資料購入費 | 0 円 | |
| 事 務 費 | 155,576 円 | 印刷機リース料他 |
| 合 計 | 982,870 円 | |

3 残 額 217,132 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

現金出納簿

支出科目(広報費)

(No. 1)

| 年 月 日 | 番号 | 支出金額(円) | 累計額(円) | 支 出 内 容 |
|--------|----|---------|---------|-------------|
| 5 5 18 | 4 | 827,294 | 827,294 | 議会だよりNo.165 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | 827,294 | 827,294 | |

代表質問



沢井 和宏 議員

令和5年度予算編成と財政について

【問】令和5年度の予算編成に当たってどのよう「事業の重点化や事務の効率化などの『賢い支出』」を図ってきたのか伺います。

【答】新年度は、ポストコロナへのチャレンジ予算と位置付けました。8つの主要プロジェクトを柱として、新型コロナ・物価高対策、安全安心、子育てと教育、産業振興、賑わいと文化、デジタル化、ゼロカーボンの推進、女性活躍と移住定住の推進など地域活力を再生させ、人口減少の流れを迂回、新時代の投資を進める予算として、仮置き場開設関連事業を除いた予算額は、1126億9千万円、過去最高の積極型予算です。

予算編成では、光熱費等の高騰、介護医療関係費の増大、公債費の増大など厳しい状況にあることから、デジタルを活用した業務の効率化、長寿命化、省エネ化による公共施設の長期的コストの縮減にも意を用いました。

また、「福島スタイル住宅整備事業」のように、子育て支援、ゼロカーボン推進、結婚定住支援と一石二鳥にも三鳥にもつながる手法や、脱炭素生活スタイル普及啓発事業のように、外部資源、制度を活用する手法など、最小の経費で最大の効果を生み出し、施策・事業を積極的に実行するため、最大限努力したものです。

新型コロナウイルス感染症対策について

【問】新型コロナウイルスの感染症法の位置づけが、「5類」へ移行した場合の市民生活への影響について伺います。

【答】5類感染症へ移行後の市民生活については、新型コロナウイルス感染症の発生届出はなくなり、インフルエンザなど同様の取り扱いとなります。

外出自粛要請が求められなくなり、濃厚接触者の定義はなくなり、外来診療は、幅広い医療機関により対応することになり、入院においても、行政主導で確保してきたコロナ病床の対応を縮小しながら、幅広い医療機関で対応する体制へ移行することになります。

子育て支援の充実について

【問】県が初めて行った「ヤングケアラー」の実態調査における福島市の調査内容・結果について伺います。

【答】県から示された速報値により、調査対象とした福島市内の学校に通う小学5年生以上の児童のうち、回答者が16639人お世話している家族がいると回答した市内に居住する児童数が766人、うち自分がヤングケアラーだと思おうと回答した児童数は85人との結果になっております。

【問】福島市が県と連携して行う家事代行のサービス事業内容について伺います。

【答】ヤングケアラー支援にかかる家事代行サービスにつきましては、本市においては、「養育支援訪問事業」によるホームヘルパーの派遣を予定しています。

「養育支援訪問事業」は、食事や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭など、子どもの養育だけでなく、保護者自身の支援が必要と認められる家庭が利用できる事業で、食事の準備、後片付け、洗濯、居室等の清掃、整理整頓、生活必需品の買い物など、家事代行するもので、これにより児童に係る家事負担の軽減に努めてまいります。

学校教育の充実・学びの環境の充実について

【問】スポーツ庁・文化庁は、令和5年度、令和7年度までの3年間を改革推進期間としておりますが、この期間の福島市の学校部活動の地域連携・地域クラブへの移行にむけたスケジュールについて伺います。

【答】令和5年度は、競技団体主催の週末合同練習会を、陸上競技及び剣道競技において、5月以降、月1回程度実施できるよう関係団体と準備を進めています。スポーツ少年団との連携

では、柔道競技において、本年の夏以降、活動を進められるよう関係団体と協議を進めていきます。

さらに、民間組織との連携として、福島ユナイテッドから派遣された指導者によるサッカー競技の指導や、本市出身の日本画家を講師とした年数回の美術教室の開催も計画しているところです。

【中体連大会への合同チーム参加状況】

- ① 令和4年度福島支部中体連総合大会(6月)
- ② 新人総合大会(9月)

| 競技種目 | ① | ② |
|----------|----|---------|
| 野球 | 2校 | 8校(6校増) |
| ソフトボール | 4校 | 4校 |
| バスケットボール | 0 | 1校(1校増) |
| サッカー | 4校 | 6校(2校増) |

※部員数減少で、単独校で大会参加ができない学校が増加している。(文教福祉常任委員会協議会資料より)

公共交通空白地域への小さな交通の導入について

【問】現在、地域への小さな交通の導入を検討している地域との話し合いの経過と、今後の見通しについて伺います。

【答】小さな交通の検討地域や今後の見通しは、現在、余目、大波、立子山、吾妻など地区の協議会で、小さな交通確保に向けた協議が行われています。

そのうち、大波地区、立子山地区では、吾妻地区の土船地区ですすでに実績を上げて、「住民の互助による交通」の導入が検討され、先日地域住民が、ボランティア運転者講習を受講するなど、試験運行に向けた準備・協議が地域主体で進められています。

新年度に創設する伴走型支援制度の活用を図って、公共交通空白地域の事業にあった小さな交通の確保に取り組みでもらえるよう、各地域に働きかけます。

雪害対策の強化について

【問】令和4年11月に「福島市除雪対応マニュアル」を策定されましたが、今年度の降雪の対応の効果について伺います。

【答】課題となっていた初動体制は、危機管理

室とも連携し、気象台から送られて来る気象情報を、除雪の委託業者と共有し体制を強化したほか、大雪が予想される際は、除雪基準の10cmにこだわらず、早急に除雪を開始するよう事前に指示を出し、効果的な除雪を行ってまいりました。



また、融雪剤の散布や小型除雪機械の購入補助に加え、新たに小型除雪機械貸出拠点を拡充や除雪用具の貸し出しなど、市民除雪活動支援の情報について、積極的に周知を図りました。

2月末時点、除雪剤の散布は、昨年度を上回る839袋、拠点を拡充した5支所の小型除雪機械は、のべ79台の貸し出しがありました。

さらに、除雪情報をきめ細やかに発信し、除雪を働きかけることにより、市民の意識にも変化が生じ、これらの支援を活用し自主的に除雪活動する姿が増えてきていると感じております。今後も、市民との共創による除雪力の強化を図ってまいります。

地域を支える人材育成について

【問】「民生委員・児童委員」の充足状況について、現状と課題について伺います。

【答】令和5年2月14日現在で、定数594人に対し、579人、充足率97.5%です。全国的に課題となっている高齢化は、改選時の平均年齢は68歳と、改選前の70歳を2歳下回っております。

一方、欠員が未だ15名生じていることから、なり手不足が課題となっており、活動にかかる負担軽減に努める必要があるものと認識しております。

【問】民生委員の業務を補佐・軽減し、次の民生委員を育成するための「協力員・サポーター制度」等の導入を図るべきです。見解を伺います。

【答】一部の方部で、協力員制度を独自に取り入れ、高齢者宅への訪問も兼ねた年数回の弁当の配食や、近所の高齢者の見守り活動などを行っております。

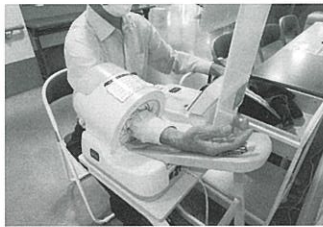
全市統一的に協力員制度を導入していくかについては、今後、福島市民生児童委員会長連絡会等を通じて、民生委員児童委員の皆さんからのご意見をお聞きしながら検討してまいります。

一般質問

がん検診の受診率向上について

【問】がん検診受診率と精検受診率が低い状況ですが、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診の評価について伺います。

【答】令和2年度は、コロナ感染症の流行により受診控えがあり、受診率が落ち込みました。令和3年度は、回復傾向にありますが、流行以前の状況までには至っており、目標値の40.0%と比べても低い状況と評価しています。



日常の健康チェックとがん検診の受診を

【問】がん検診・精密検査受診率向上のため、「仮称」ふくしま健康づくりプラン2024」の策定に向けた施策内容について伺います。

【答】従来の啓発活動に加え、行政と企業それぞれの強みを活かした周知活動を行います。また、精検未受診者には、個別に受診勧奨を行い、市医師会とも連携しながら受診率向上に努め、がんの早期発見・早期治療に努めます。

【問】がんの早期発見や最善の治療選択に加え、医療支援制度など、市民が正しく理解しやすい「がん防災ハンドブック」の作成が必要だと見解を伺います。

【答】がん予防の取組みも推進しており、県が作成した「がん患者・家族のための福島県がんサポートブック」なども活用し、各種媒体を活用した広報や地域、職場の健康づくりの取組みで、がんの正しい知識や情報の提供を行います。

雑居ビルの防火点検について

【問】自治体が指定したビル所有者に、「外に直接避難できる階段や排煙設備、非常用照明など」の点検義務を定めました。ビル所有者に違反事例があった場合、本市の指導内容について対策も含め伺います。

【答】病院やホテルのように、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物の構造や防火、避難時の機能に関する点検を義務付けし、点検の結果、改善が必要な場合や法令違反が認められた場合には文書指導を行い、建築物防火週間などに立入り指導を行い、違反事項の解消

に努めます。令和5年4月の政令改正に伴い、報告の対象に指定できる事務所の範囲が拡大され、対象となる事務所の管理実態を把握した上で、指定の見直しを検討します。

ドローンの有効活用について

【問】本市消防本部は総務省消防庁に対して、情報活動用ドローン導入を要望しておりますが、導入の見通しについて伺います。

【答】令和5年3月末に配備の予定です。配備後、早期に運用開始できるよう、昨年9月より福島県所有のドローンを借用し職員の操作訓練を実施し、また、総務省消防庁主催で行われるドローン操作訓練に参加を予定しています。

【問】他自治体では、運用ドローン導入により、災害時の情報収集伝達体制の活用だけでなく、平時にも、広報活動や市内の状況調査に活用されています。本市でも、災害時や平時の利活用のため速やかに導入を図るべきだと見解を伺います。

【答】令和5年の市総合防災訓練では、今年度に引き続きドローンの活用を行い、土砂災害を想定した被災状況の調査に活用します。併せて、消防では、消防庁に要望していたドローンの無償貸与が実現したことから、配備後は、災害時や各種訓練等での活用を図ります。また、平時の活用として、次年度より農政部において、農地の空撮を実施し、農地や水路等の保全活動調査を行います。ドローン活用は、災害時・平常を問わずその有効性が確認されており、安全性の確保を十分注意を払いながら、今後様々なケースでの導入を進めたいと考えています。

都市公園等の整備と高齢者の健康増進について

【問】高齢者の健康保持は、今後の日本社会の活力維持の必須要件です。高齢者の健康保持・運動の継続を図るため、都市公園に高齢者用の健康遊具の設置を図るべきです。見解を伺います。

【答】背伸ばしや腹筋ベンチ、バランス円盤などの健康遊具が、現在22公園50基設置しており、今年度も健康遊具を3か所の公園に各1基設置しました。健康遊具は、高齢者の筋力アップや健康増進に有効であり、今後、健康づくりや介護予防の活動と連携して利用いただき、地域の特色に応じた健康遊具の設置を検討します。



安全な健康遊具で楽しく遊ぶ親子!

令和5年度予算 主要施策

ポストコロナへのチャレンジ予算

※ ★：新規事業 ◆：一部新規及び事業の拡充

1. 新型コロナ・物価高対策 16事業 33億8,483万円

- (1) 新型コロナ対策
- I：検査・医療・ワクチン接種の維持
 - 新型コロナワクチン接種：希望する市民がワクチンを接種できる体制を維持します。(1人年1回想定)(14億6,774万3千円)
 - PCR検査の実施、検査費用の公費負担(3億1,732万8千円)
 - 新型コロナ診療医療機関への支援(2,325万円)
 - 発熱外来運営費用助成 ●臨時発熱外来開設費用助成 ●院内感染対策助成金 等
 - II：事業継続のための感染防止対策
 - 子育て支援施設(1億3,450万円)
 - III：公共施設の対策
 - 公共施設・避難所・福祉避難所(2,194万5千円)
 - IV：事業者支援
 - ポストコロナ会議等支援(300万円)：対面の会合開催費用の一部を補助し、ポストコロナにおける社会経済活動の早期回復を図ります。
 - 地域公共交通支援(1億8,513万円)

2. 安全安心なまちづくり 64事業 229億2,267万円

- (1) 災害対策の強化
- I：水害対策パッケージ(7億6,425万6千円)
 - (主なもの) ●河川強靱化(浸水対策) ●田んぼダム(本格実施) 等
 - ★市独自雨量計設置(濁川、八反田川、大森川、水原川)
 - ★河川水位予測システムの導入(濁川、八反田川、大森川、水原川)：災害時における要援護者支援パッケージ～水害時逃げ遅れゼロを目指す!～(3,420万円)
 - (主なもの) ●避難行動要援護者名簿の更新・個別避難支援プランの作成
 - ◆地区防災計画の推進(地区防災マップ4地区、地区防災計画2地区)
 - II：除雪力強化パッケージ(1億1,379万2千円)
 - ◆令和3年度大雪対応への経験を教訓として、「雪害」への総合的な対策強化を図ります。
 - III：情報収集・伝達体制の強化(2,929万5千円)
 - (主なもの)
 - ★総合防災情報システム管理 ●防災アプリの活用
 - ★ふくしま防災フェアの開催(112万2千円)
 - ◆住宅耐震化・ブロック塀撤去促進(2,860万円)：S56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断・改修・建替工事費用の一部を補助します。また、ブロック塀の撤去費用の一部を助成します。
- (2) 消防力の充実強化
- ★消防本部・福島消防署の移転整備推進(9,203万6千円)：令和10年4月の供用開始に向け、基本設計等を実施します。
 - ◆消防団員報酬の改定による処遇改善(951万4千円)
 - ◆高規格救急自動車整備(4,157万9千円)
- (3) 共生社会の推進
- I：バリアフリーの推進
 - ◆バリアフリー推進パッケージ(2,139万3千円)
 - ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進 ●いきいき!ふくしまマーケット開催
 - ポッチャ普及推進 ●バリアフリー推進パートナーミーティングの開催
 - 歩道点字ブロック・シート設置 ●ユニバーサルデザインのまちづくり推進
 - II：障がい児・者福祉の推進
 - ◆障がい福祉サービスの充実(52億9,959万3千円) ○自立支援医療費(2億8,467万円)

○計画相談支援推進(1,920万円) ○こども発達支援センターの運営(5,165万5千円)

III：多文化共生の推進

★多文化共生センターの開設(1,330万円)：多文化交流の拠点として多文化共生センターを整備します。(MAXふくしま内)在住外国人や外国にルーツを持つ市民を支援します。

◆公立夜間中学の開設に向けた準備(4,275万7千円)

IV：動物との共生

◆動物愛護推進(1,908万1千円)

(4) 『健都ふくしま』の創造

◆健都ふくしま創造事業(1,706万9千円)

◆定期予防接種の推進(8億3,740万6千円)：従来の定期予防接種に加え、新たに子宮頸がん9価ワクチンの接種を実施します。

(5) 『高齢者の元気』の創造

★元気高齢者の介護の仕事への参入支援(220万円)

★地域で支える交通推進(650万円)：地域住民が自ら計画・運行する「小さな交通」に対し、アドバイザー派遣や運行経費への補助金交付など、伴走型支援を行います。

(6) 地域医療の充実

●救急医療、医師確保対策など、福島県立医科大学や市医師会・医療機関と連携し地域医療体制の充実を図ります。

◆救急搬送体制の強化(36万1千円)

常時使用する全ての救急車に12誘導心電図伝送装置を配備し、リアルタイムに心電図を病院と共有し救急患者の救命率向上を目指します。(県内初)

○医師・看護師確保、臨床研修支援(3,002万2千円)

(7) 生活環境の整備

◆あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備(1億2,780万4千円)

◆合併処理浄化槽設置・転換支援(9,935万9千円)：R5より下水道事業認可区域を除く市街化区域については、転換費用にかかる補助額を上乗せします。

○ムクドリ・カラス対策(211万7千円)

★福島交通飯坂線第4種踏切安全対策(149万4千円)：第4種踏切への注意看板やボイスガイド等の設置を支援します。

(8) 仮置場の原状回復と放射線からの安全安心確保

○仮置場の原状回復と返還の推進(20億1,000万円)

| 区分 | 設置箇所数 | R4未返還完了見込み | R5未返還完了見込み | 進捗率 |
|------|-------|------------|------------|------|
| 仮置場 | 34カ所 | 18カ所 | 34カ所 | 100% |
| 仮々置場 | 7カ所 | 6カ所 | 7カ所 | |
| 合計 | 41カ所 | 24カ所 | 41カ所 | |

○環境放射線量の測定(3,050万2千円)：市内の公共施設等の環境放射線量を定期的に測定し公表します。(公共施設等160カ所、公園560カ所)

3. 子育てと教育で選ばれるまちづくり 47事業 227億1,239万円

(1) 子育て支援の充実

I：子育てのための経済的支援(74億8,692万9千円)

結婚から子供が健やかに育つまでの間、切れ目ない経済的な支援を総合的かつ継続的に推進します。

【市独自】国民健康保険税の軽減(未就学児と18歳以下の子2人目以降)

【市独自】子どもの医療費18歳まで全額無料(窓口無償化)

II：子育て環境の整備

◆待機児童対策推進パッケージ(1億4,643万1千円)

(主なもの) ●保育士するなら福島市!プロモーション ●輝け!保育人財活躍促進 ●保育士宿舎借り上げ支援 ●保育支援員雇用支援

◆幼稚園送迎ステーションの運営

●UIターン保育士等就労支援 ●保育士等奨学金貸付

◆私立幼稚園預かり保育支援(R4:6園⇒R5:8園へ)(898万4千円)

◆私立保育所・認定こども園整備支援(2億8,311万9千円)

II：行政の高度化・効率化

★電子入札の実施(584万7千円) ○ICT活用による業務効率化(657万7千円)

(2) 市民共創で高齢者にもやさしいデジタル化

★地域活性化起業家の活用(1,370万円)
★デジタル人材バンクの設置運営(50万円)
★スマートフォン活用支援講座開催(1,430万7千円)...

(3) デジタルで市民生活を豊かにするまちづくりと産業振興

I：市民生活の向上

○健康づくりで競争(共創) チャレンジ(145万2千円)
◆見守り機能の充実(認知症の徘徊・保育での見守り)(1億131万2千円)
★こむこむ館リニューアル(6,240万5千円)...

II：経済の向上

★ポストコロナ対応デジタル化等支援(3,000万円)：ポストコロナに向けたデジタル化や創業支援など、事業者の新たな取り組みを支援します。
★創業ゾーンにおけるクリエイティブ産業の集積(2,000万円)...

(4) 「共創」によるまちづくり

◆町内会活動において電子メールやウェブサイト等のICTツールを活用して会員まで送付するなど、情報伝達の電子化の取り組みを促進します。(103万4千円)
★市政情報発信の多重化(96万円)
○地域コミュニティ等活動支援(1,813万2千円)...

7. ゼロカーボンの推進 20事業 18億8,116万円

(1) 再生可能エネルギー活用・省エネ化の推進

I：事業者向け支援

★中小企業ゼロカーボン資金融資(5億320万円)
★事業者省エネ設備導入支援(1億550万円)(11月補正で予算計上済)：事業継続と経営効率化、温室効果ガス削減に資する省エネ機器への更新費用を支援します。
○水素活用の普及推進(252万5千円)...

II：公共施設での活用推進

○公共施設の省エネ化(5,300万円)：支所・学習センター照明のLED化を推進します。(R5：西・信陵支所学習センター、飯坂・北信学習センター)
◆街路灯・道路照明灯のLED化推進(1億1,780万円)
◆公用車のエコ化・再生可能エネルギー活用推進(2,950万5千円)

(2) 森林整備、木材利活用の推進

I：森林整備

◆森林経営管理の推進(4,729万円)：森林を適切に管理するため、森林所有者に対する意向調査を実施し、経営管理権集積計画を作成します。また、計画に基づく森林整備を実施します。(R5は吾妻地区：20haを予定)
○ふくしま森林再生事業(1億4,566万円)：間伐や下草刈、路網整備を一体的に実施します。(飯坂、西、吾妻、東部の各地区で実施)
○林業専用道路の整備(4,305万円)：吾妻地区の林道を整備します。(上古屋線)
II：普及啓発
○植樹祭の開催(100万円)：飯野町千貫森において記念式典や植樹イベントを実施し、森林の持つ多面的機能の普及啓発を行います。
III：木材利用促進
○公共施設のZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化(清水支所)(3億7,641万3千円)...

(3) ごみ減量化の推進

◆ごみ減量化促進対策(1,526万4千円)
(生活系)市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量(資源物除く)を530g以下とすることを目標に、ごみ減量化・資源化を促進します。また、ダンボールコンポスト購入費助成など、生ごみの減量化を促進します。
(事業系)「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」を安く提供する店舗と市民とをマッチングするフードシェアリングサービスを開始し、食品ロスの削減を目指します。

8. 移住定住の促進、女性活躍社会の形成 17事業 5億7,699万円

(1) 移住の積極的推進

★移住コーディネーターによるサポート(471万5千円)
○おためし移住体験(10万2千円) ○移住定住相談支援(146万8千円)
○移住新生活応援(1,066万4千円) ○多世帯同居・近居支援(370万円)
◆UIJターン移住支援(2,234万2千円) ◆空家等対策推進(1,861万円)

(2) 結婚・定住しやすい環境整備

◆出会いの場創出(415万4千円)：独身男女に対する出会いの場の提供や、ライフサポーター、マリッジサポーターによる出会い・結婚相談事業を実施します。
◆結婚新生活応援(1億4,364万円)：結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯のスタートアップを支援します。
①住宅スタートアップ支援(所得制限なし)【補助額(最大)】15万円(1年目のみ)
②家賃支援【補助額(最大)】24万円(1年目、2年目それぞれ)
③マイホーム購入・リフォーム支援【補助額(最大)】3年目までの取得で30万円
★ふくしま☆スタイル住宅整備(3億1,800万円)
①新たな住宅建設：1Fは高齢者向けの公営住宅 2Fは若者・子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅として整備します。
②市営住宅リノベーション：入居者が自由にアレンジできるDIY住宅と民間事業者とのコラボによるリノベーション住宅を整備します。

(3) 女性の活躍推進

○女性の創業応援利子補給(2年間全額補助)(231万1千円) ○働く女性応援(122万7千円)
○女性の資格取得支援(ひとり親)(1,336万5千円)

◆保育士等の処遇改善(2億3,742万5千円)
◆子どもの居場所づくりと子ども食堂運営支援(570万円)
◆子ども家庭センター・えがおの設置(2,901万4千円)
◆特色ある幼児教育・保育の推進(826万1千円)
◆福島型給食の推進(4億7,018万8千円)：食材価格が高騰する現状においても、栄養バランスが取れたおいしい福島型給食の質と量を継続的に確保するとともに補助率を1/3に拡大。保護者の負担をさらに軽減します。
◆保育施設多子世帯負担軽減(1億4,390万円)：子どもが2人以上いる全ての世帯に対し、第2子以降の認可保育施設の保育料を軽減します。
[2人目]保育料：半額 [3人目以降]保育料：無料(所得制限撤廃!年齢基準なし!)

(2) 教育の充実

I：学校教育の質向上

★デジタル教科書の全校導入(算数・数学科)(800万円)(3月補正)：小学校5年生以上に算数科、中学校全学年に数学科のデジタル教科書を導入し、今後のデジタル教科書導入に向けた実証を行います。
★福島型個性をのばす教育(370万円)：本市ゆかりの著名人や地元企業と連携してスポーツや文化芸術など各学校で特色ある教育を行い、可能性に挑戦する子どもを育成します。
★学校図書館のICT化(1億3,186万5千円)：市立学校の学校図書館の電子化と学校間や市立図書館と連携するシステムを整備し、児童生徒ひとり一人の読書活動や家庭学習の質向上を支援します。

II：学びの環境の充実

○小・中学校屋内運動場改築(4校(瀬上小、余目小、西信中、渡利中))(6億5,990万1千円)
◆松陵中学校(松川地区義務教育学校)改築(17億7,580万2千円)：本市初の義務教育学校開校へ向け改築工事に着手します。(令和7年4月開校予定)
◆学校施設のリフレッシュ、バリアフリー化(4億4,588万8千円)
◆新学校給食センター整備(1,149万1千円)：北部・西部給食センターと、一部の単独校を統合した新たな給食センターの整備(PFI方式)に着手します。(令和8年4月供用開始予定)

4. 将来にわたり持続可能な産業の創出 34事業 33億4,048万円

(1) 農林業の振興

I：販売拡大・ブランド力向上

★「ゆうやけベリー」ブランド確立(3,650万円)：福島県オリジナル新品種「ゆうやけベリー」を主力品種とすべく、生産する農業者に栽培環境整備にかかる費用を補助します。また、効果的な広報活動を実施します。

II：新規就農支援

◆新規就農支援パッケージ(1億1,886万2千円)
【事業名】 農業体験 【内容】 指導農家(センパイ農家さん)が農業体験を受け入れ
【事業名】 農業経営開始支援 【内容】 開始支援月額5万円(最長2年)
【事業名】 新規就農者育成総合対策 【内容】 年間最大150万円、夫婦は225万円(最長3年) 機械・施設等導入経費の3/4(上限750万円)等

III：農林業の振興と被害対策

★米粉等利用拡大支援(667万2千円) ◆鳥獣被害対策強化(6,218万9千円)
★ツキノワグマ被害特別対策(215万1千円) ★人・農地プラン法定化推進(902万4千円)
◆スマート農業推進(100万円) ○福島大学食農学類との連携(225万5千円)
★収入保険加入促進特別対策(262万1千円)：初めて収入保険に加入する年度に掛け金の助成率を引き上げ、加入を促進します。(令和7年度までの特別対策)(初年度発生する費用の約7分の1相当)

(2) 商工業の振興

I：地場企業の振興

◆若手ものづくり後継者育成(夢創塾)(99万円) ○中小企業振興資金融資(7億5,980万円)

II：新規創業支援

○創業応援利子補給パッケージ(655万5千円)

III：企業誘致の推進

◆福島おおぞらインター工業団地第2期整備(14億8,150万円)：令和6年度分譲募集開始に向けて、用地取得、造成工事等に着手します。
【第2期全体計画】 開発面積 約20ha 用地取得面積 約19ha 分譲面積 約16ha

IV：新しい働き方の推進

○クリエイティブビジネスサロン運営(1,827万円)

5. 心豊かに楽しめる賑わいと文化の振興 53事業 63億7,756万円

(1) 街なかの活性化

◆街なかにぎわい創出(3,361万7千円) ◆ももりんシェアサイクル運営(2,122万5千円)
★街なか再生リノベーション支援(2,000万円) ○街なか空き店舗出店支援(家賃補助)(5,918万8千円)

(2) 中心市街地のまちづくりと公共施設の再編整備

◆福島駅東口地区市街地再開発支援(27億1,080万円)
○福島駅前交流・集客拠点施設整備(123万2千円)(12月補正で予算計上済)：(令和8年度完成予定)
◆(仮称)市民センター整備(15億4,654万1千円)：中央学習センター・市民会館等を複合化した「市民交流機能」のほか、「議会機能」、「防災機能」を備えた施設を整備します。
※立体駐車場を4段から5段に増床して、利便性向上を図ります。(令和6年度完成予定)(継続費総額63.8億円⇒67.9億円へ増)

(3) 観光対策の強化

○道の駅ふくしま運営(5,124万9千円) ○春の花見山おもてなし(5,866万円)
○ふくしま花回廊推進(2,864万4千円)：本市の観光のシンボルとして花観光を推進します。
◆福島市花観光振興計画のR7目標「花観光スポットの満足度」90%
◆インバウンド誘客プロモーション(1,100万円) ★吾妻五葉松PR(200万円)

(4) シティセールス

○ふるさと納税促進事業(6億8,010万1千円) ◆シティセールス推進(396万5千円)

★ふくしまMICEパッケージ(1,399万7千円)

(5) 古閑裕而のまちづくり

I：古閑裕而のレガシー活用

★古閑裕而野球殿堂入り記念イベントの開催(500万円)：古閑裕而氏の野球殿堂入りを記念し、古閑氏作曲の応援歌にゆかりのある学校を招聘して、記念試合と応援合戦を行います。
○「古閑裕而作曲コンクール」の開催(1,630万円) ○古閑裕而ストリートの活用(240万円)
◆「古閑裕而のまちふくしまチェンバー・オーケストラ」のコンサート支援(962万5千円)
○古閑裕而メロディーバス運行(1,699万6千円)

II：連続テレビ小説・エールを活用した観光交流

○エールレガシー事業(2,337万円)
①被災3県朝ドラ連携おかえりプロジェクト ②エールドラマセット継続展示 等

(6) オリンピック・パラリンピックを契機としたまちづくり

○オリ・パラを契機とした健康づくり(パラスポーツ振興事業)(102万8千円)：ポッチャ競技の福島市長杯を開催します。
◆バリアフリー推進パッケージ(2,139万3千円)
★「ふくしまシティハーフマラソン」の開催(6,600万円)：県都ふくしまの中心市街地を駆け抜ける「ふくしまシティハーフマラソン」の第1回大会を開催します。
・5月21日(日) 信夫ヶ丘競技場スタート
★オリ・パラレガシーの活用(300万円)
◆スポーツコミッションを通じたイベント・合宿誘致(907万2千円)

(7) 歴史・文化と調和したまちづくり

★旧広瀬座再整備(4,251万5千円)(令和7年度完成予定)
○ふくぶん(福島らしい文化)の発信(410万円)：福島が誇る文化施設(古閑裕而記念館・音楽堂、写真美術館、じよーもびあ宮畑、民家園)から、「福島らしい文化」の魅力を広く発信します。

6. デジタル都市の形成と地域経営のリノベーション 42事業 12億6,934万円

(1) デジタルで市民サービスの向上と行政の高度化・効率化

I：市民サービスの向上

★戸籍・住民票・税証明のオンライン申請開始(275万1千円)
○マイナンバーカード取得促進(1億2,941万3千円)
◆LINEによる情報発信・市民通報、各種イベント予約(562万9千円)：予約できる各種相談・講座・イベント等を拡大します。

領収書等添付用紙

No. (タ-①)

領収書

No.004361

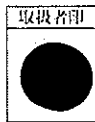
耀.3.<1才 殿

¥ 827,294.

但し(金/才) No.165131A

令和5年5月18日 上記正に領収いたしました

| | | |
|---|-----|-------------------------------------|
| 内 | 現金 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| | 小切手 | <input type="checkbox"/> |
| | 約手 | <input type="checkbox"/> |
| | 振込 | <input type="checkbox"/> |
| | 相殺 | <input type="checkbox"/> |



陽光社印刷株式会社

代表取締役 田中 隆


本社 福島県会田郡会田町目付1-1-1

TEL:0241-553-1100 FAX:0241-553-1121

金額訂正並に社印・取扱者印なきものは無効とする

請求書

2023年 4月 14日 No00045479



陽光化学工業株式会社
 代表取締役社長 山口 隆夫
 〒113-8501 東京都文京区湯島1-12-1
 東京連絡所 TEL.03-3527-7673

耀ふくしま 様

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

| No. | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 消費税等 | 摘要 |
|---------------|--------------|--------|----|-----|---------|--------------|-------------|
| 23030484 | 議会だより No.165 | 64,550 | 枚 | 7.2 | 464,760 | 46,476 | |
| 23030484 | 折込料 | 63,850 | 枚 | 4.5 | 287,325 | 28,733 | |
| 税抜金額計 752,085 | | | | | | 消費税等計 75,209 | 合計額 827,294 |

担当： [Redacted]

契約 NO. _____

賃貸借(リース)契約書

令和元年 8 月 1 日

賃借人 (甲)

住 所 福島県福島市五老内町 3 番 1 号 市役所 7 階

氏 名 社民党 護憲連合
団 長 羽田 房男

賃貸人 (乙)

住 所 福島県福島市旭町 2-27 サクシード菅田 1 階

氏 名 有限会社 水野教材社
福島営業所
所 長 大橋 稔

甲と乙は、次の通り契約します。
この契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、甲乙
各 1 通を保有します。

(目的)

第1条 乙は、第2条記載の条件（以下「賃貸借」という。）を甲へ賃貸し、甲はこれを賃借する。

(賃貸借物件)

第2条 賃貸借物件は、別表（2）項記載の通りとする。

(設置場所)

第3条 賃貸借物件の設置場所は、別表（3）項記載の通りとする。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、別表（4）項記載の通りとする。ただし、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。

(賃貸借料)

第5条 賃貸借料は、別表（5）項記載の通りとする。ただし賃貸借物件に対する公租公課に変動を生じた場合は、甲乙協議の上これを変更することができる。

(賃貸借料金の支払)

第6条 ① 甲は、別表の（6）項記載の通り乙に支払うものとする。
② 甲は、前項の期間内に支払わなかった場合は、政府契約の支払い遅延防止法に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める支払遅延利息を乙に支払うものとする。

(賃貸借物件の受渡し)

第7条 ① 乙の賃貸借物件の機能確認の為、賃貸借期間開始前に引き渡しを行う。その場合は賃貸借物件引き渡し日から契約開始日の前日まで、甲は当該物件を使用できるものとする。
② 甲は乙の立会いのもとに賃貸借物件を検査のうえ受領するものとし、乙に対して物件受領書を交付するものとする。

(瑕疵担保)

第8条 前条の検査のとき賃貸物件に瑕疵があった場合、甲は乙に対して補修の請求をすることができる。

(賃貸借物件の保守点検)

第9条 ① 保守点検：機械の使用に支障を起さぬよう乙の通常業務時間内に表記設置場所において行う。
② 緊急修理：万一故障が生じた場合は甲の通知により乙は乙の通常業務時間内に表記設置場所に技術サービス担当を速やかに派遣し、修理する。

(賃貸借物件の借用および保全)

第10条 甲は、賃貸借物件を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って使用するものとする。

(賃貸借物件の現状変更)

- 第 11 条 賃貸借物件について、甲はあらかじめ乙の承諾を得た場合を除き第 3 条の設置場所から移動、他の物件との付着、改造、その他性能機能について変更等現状を変更することはできないものとする。

(賃貸借物件の滅失等)

- 第 12 条 ① 賃貸借物件の引渡し以来、滅失、又は賃貸借物件が損傷して修理不能の場合、甲は書面で乙に通知するものとし、乙がこれを確認したときこの契約は終了するものとする。
- ② 前項の場合の損害等については、甲乙協議して定めるものとする。

(保険)

- 第 13 条 乙は賃貸借物件に対し、乙を被保険者とする動産総合保険を付するものとする。

(契約解除)

- 第 14 条 ① 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、文書を持って通知し、本契約を解除することができる。
- ② 前項の場合の損害賠償等については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(返還)

- 第 15 条 本契約が第 13 条により解除された場合、甲は速やかに賃貸借物件を乙に返還する。
- なお、返還に伴う費用は解除された相手方の負担とする。

(権利・義務の譲渡制限)

- 第 16 条 乙は、本契約の存続中、甲の承諾なしに賃貸借物件及び本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、物件に担保権又は、その他の権利を設定することはできない。

(疑義の決定)

- 第 17 条 本契約に定めない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

- 1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を取り扱わなければならない。
- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は業務以外の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
また、乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後において他人に知らせ、又は業務以外の目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 4 乙は、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 乙は、業務に関する個人情報の管理責任者を定め、業務に関し個人情報を取り扱う事務に従事するものを最小限の者に限定し、当該従事者を甲に報告しなければならない。また、乙は、それらの者以外に、業務に関し個人情報を取り扱う事務を行わせてはならない。
- 7 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
- 8 乙は、業務に使用する電子計算機を、情報漏えい等の対策が十分なされたものに限定しなければならない。また、乙は、従事者の所有に帰する電子計算機を業務に使用させてはならない。
- 9 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指示する場所で行わなければならない。また、乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。
- 10 乙は、業務の処理に伴い、個人情報が記録された資料、成果物等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 11 乙は、甲が指定する保管場所及び保管方法により個人情報を保管しなければならない。

- 12 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。
- 13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 14 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。
- 15 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。
- 16 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。また、乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取り扱いに関する業務を再委託先に遵守させなければならない。
- 17 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅延なく甲の求償に応じなければならない。
- 18 業務に関する個人情報について、乙による取扱が著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は別に定めるところによる。

別 表

| | | | | |
|-------------|---|-------------|---------|----------|
| (1) 件 名 | 社民党・護憲連合カラー印刷機賃貸借(リース)契約 | | | |
| (2) 賃貸借物件 | オルフィス FW5231 | | | |
| (3) 設置場所 | 社民党・護憲連合 (福島市五老内町3番1号) | | | |
| (4) 賃貸借期間 | 開始日 | 令和元年 8月 1日 | | |
| | 終了日 | 令和5年 7月 31日 | | |
| | 期 間 | 48カ月 | | |
| (5) 賃貸借料 | | 賃貸借料 | 消費税額 | 合計 |
| | 元年度 8月～3月 | 253,600円 | 20,288円 | 273,888円 |
| | 2年度 4月～3月 | 380,400円 | 30,432円 | 410,832円 |
| | 3年度 4月～3月 | 380,400円 | 30,432円 | 410,832円 |
| | 4年度 4月～3月 | 380,400円 | 30,432円 | 410,832円 |
| | 5年度 4月～7月 | 126,800円 | 10,144円 | 136,944円 |
| | 月額 | 31,700円 | 2,536円 | 34,236円 |
| (6) 賃貸借料の支払 | 乙は当月の賃借料を 当月初日に甲に請求する。 甲は請求を受領した日から30日以内に支払う。 | | | |
| (7) 保守点検料金 | 上記(5)の賃貸借料に、契約期間の定期点検等保守費用を含むものとする。 | | | |
| (8) 特約事項 | | | | |
| (9) 送付先 | | | | |

覚書

社民党・護憲連合と有限会社水野教材社福島営業所が、令和元年8月1日に締結したカラー印刷機賃貸借（リース）契約（以下「原契約書」という。）について、以下の通り変更することを合意する。

第1条（賃借人名の変更）

賃借人の事情により、賃借人名を耀ふくしま市議団に変更する。

第2条（設置場所名の変更）

賃借人の事情により、設置場所を耀ふくしま市議団に変更する。

第3条（原契約書の適用）

この覚書に定めのない事項については、原契約書のとおりとする。

第4条（効力発生日）

この契約の効力は令和3年4月1日より発生する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙各1通を保有します。

令和3年4月1日

賃借人（甲）

住所 福島県福島市五老内町3番1号 市役所7階
氏名 耀ふくしま市議団 団長 羽田 房男

賃貸人（乙）

住所 福島県福島市旭町2-27 サクシード釜田1階
氏名 有限会社 水野教材社 福島営業所
所長 大橋 稔

領 収 書 等 添 付 用 紙

No. (/)

領 収 書

耀ふくしま市議団 様

金 34,236 円也

正に上記金額を受領しました

内 容 RISO印刷機(FW5231)
2023年4月分 リース代

2023年 4月 7日

福島市旭町2-27 サクシード菅田1階
有限会社 水野教材社福島営業所
TEL 024(531)8139 FAX 024(531)8803

領 収 書 等 添 付 用 紙

No. (2)

領 収 書

耀ふくしま市議団 様

金 34,236 円也

正に上記金額を受領しました

内 容 RISO印刷機(FW5231)
2023年5月分 リース代

2023年 5月 8日

福島市旭町2-27 サクシード菅田3階
有限会社 水野教材社福島営業所
TEL 024(531)8139 FAX 024(531)8803


領 収 書 等 添 付 用 紙

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| 放送受信料 | |
| 払込受領証 | |
| (金融機関・コンビニ用) | |
| お客様氏名 | 様 |
| 様 | |
| お客様番号 | |
| 金額 | 4440 円 |
| 支払期間 | 令和 5年 4月 ～ 令和 5年 5月 |
| 受取人 | 日本放送協会 |
| お問い合せ先・電話番号 | 福島放送局 024-526-4623 |
| 領収日附印 (金融機関・CVS収入印紙貼付欄) | |
| 金融機関・CVS→お客様 | |

NHK 放送受信料払い込みのお願い

960-8111
 福島市
 五老内町

3-1 福島市役所内
 耀ふくしま 様



100-1 1-20-0000-60 6050-001-001-03 *
 60036852-1/1-80-0310409900036852#
 #221304200009944560

お問い合わせ先
NHK 福島放送局
 〒960-8588
 福島市早稲町1-2

電話 024-526-4623
 受付時間 平日10時~17時(土・日・祝日除く)

下の払込用紙を切り取り、裏面の郵便局、金融機関、コンビニエンスストアの窓口へお払い込みをお願いたします。

NHK 放送受信料請求書

令和 5年 4月20日
 東京都渋谷区神南二丁目2番1号
NHK 日本放送協会
 会長 稲葉 延 雄

耀ふくしま 様

| | | | |
|---------------------|--|------------------------------|--|
| お客様番号 [REDACTED] | ご請求金額 (消費税および 地方消費税を含みます) 4,440円 | ご請求期間 令和 5年 4月 5日 ~ 5月 5日 | 請求書No. 0000006 |
| 請求分内訳 | | | 左記のとおりご請求申し上げます 添付の払込用紙でお支払いください。 ご請求期間の内容とは 異なる場合がございます。 |
| | | | ご契約件数 衛星契約 1 |

| ご契約件数 | 金額(円) | 期間 | 備考 |
|-------|-------|-------------|-----|
| 衛星 1 | 4,440 | 5. 4 ~ 5. 5 | 2か月 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

お問い合わせ先
 福島放送局
 電話 024-526-4623

領 収 書 等 添 付 用 紙

No. (5 - ①)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号または
お客さま電話番号等

お客さま氏名
福島市議会 耀ふく
しま 様

金 額
2023年 5月分
¥2,689
うち、消費税等 244円

東日本電信電話株式会社
宮城事業部
お客さまからの
料金お問い合わせ先(無料)
0120-002-992

| | | |
|-----------------------------|--------|-----------------------|
| 収入 印 紙 貼 付 欄 | 23.6.5 | 領 収 日 付 印 |
| | (お客さま) | |

NTT東日本 東日本電信電話株式会社 宮城事業部

〒980-0021 仙台市宮城野区 原町 6丁目 日本郵便株式会社仙台台東郵便局 8 番地 2号 専用 101001211001 00671 00625 00* NTT東日本料金請求書 (NTTEAST-Bill)

960-8111

福島市五老内町3-1

福島市役所 7階 福島市議会 耀ふくしま 様



※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0120-116-000(無料) 電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0120-44-113(無料) ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) 携帯電話・PHSからも利用可能

2023年 5月 22日発行

目ころ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

| | | | |
|----------------------------------|--------------------|----------------------------|---------------------------------|
| お客さま電話番号等 (024)533-7615 ご請求番号 | ご請求年月 2023年 5月分 | ご請求額 (Charge) 2,689 円 | お支払期限 (Due Date) 2023年 6月 5日 |
| ご請求の内訳 | 金額 (円) | お知らせ | |
| NTT東日本ご利用分 (合計) | 2,689 2,689 | 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。 | |

●お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。

料金お問い合わせ電話番号受付
午前9時～午後5時
※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせていただきます。

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

| 科 金 内 訳 名 | 金 額 (円) | 税区分 | ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ |
|-------------------|---------|-----|------------------------------------|
| 【NTT東日本ご利用分】 | | | |
| 回線使用料 (基本料) (事務用) | 2,400 | 合算 | 4月 6日～ 5月 5日 |
| ダイヤル通話料 | 42 | 合算 | 4月 6日～ 5月 5日。なお前月分は8円でした。 |
| ユニバーサルサービス料他 | 3 | 合算 | 1番写分のご請求となります。 |
| 消費税相当額 | 244 | | |
| (内訳) 消費税相当額 (合算分) | (244) | | 合算表示の料金を合計した2,445円に10%を乗じて算出しています。 |
| (合 計) | 2,689 | | |

領 収 書

耀ふくしま市議団 様

金 34,236 円也

正に上記金額を受領しました

内 容 RISO印刷機(FW5231)
2023年6月分 リース代

2023年 6月 7日

福島市旭町2-27 サクシー1F 菅田1階
有限会社 水野教材社福島営業所
TEL 024(531)8139 FAX 024(531)8809

領 収 書 等 添 付 用 紙

No. (7)

福島市（財務会計）

納入通知書・領収書

| |
|---------------|
| 〒 |
| 住所 福島市五老内町3-1 |
| 耀心くしま市議団 |
| 団長 羽田 房男 様 |

令和 5 年度 所属 30751000 議会事務局総務課
会計 01 款 22 項 05 目 02 節 30
細目 06 雑入

| | |
|-------|--|
| 金 額 | ¥3,300 円 |
| 納 期 限 | 令和 5 年 7 月 18 日 |
| 摘 要 | 令和5年度タブレット端末通信料政務活動費分（令和5年4月～7月分） |
| 納入場所 | 福島市収納金機関 (ただし、本納入通知書はゆうちょ銀行では使用できません) |

上記のとおり納入してください。

令和 5 年 7 月 3 日

福島市長 本幡 浩



<お問い合わせ先>

福島市役所
議会事務局総務課
TEL (024)535-1111(代表)

| |
|-----------|
| 領 収 日 付 印 |
| 出3納 |
| 5. 7. 11 |
| 協和銀行 |

上記の通り領収しました。

納入者保管 C

領収書等添付用紙

No. (8-0)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号または
お客さま電話番号等

お客さま氏名
福島市議会 耀ふく
しま 様

金額
2023年 6月分
¥2,680
うち、消費税相当額
243円

東日本電信電話株式会社

宮城事業部
お客さまからの
料金お問い合わせ先(無料)
0120-002-992

取入印紙貼付欄

23.7.16

領収日付印

(お客さま)

NTT東日本 東日本電信電話株式会社
宮城事業部

〒114-8601 東京都中央区新富1-1-1
 受付先：〒983-0841
 仙台市宮城野区 原町
 6丁目 日本郵便株式会社仙台東郵便局
 私信箱2号
 利用 101001211001 00997 00950 00*
 〒114 NTT東日本料金請求書
 (NTTEAST-Bill)

960-8111
 福島市五老内町3-1

福島市役所 7階
 福島市議会 耀ふくしま 様



※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料) 発信地：PHSからは
 0120-116-000(無料)
 電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 発信地：PHSからは
 0120-444-113(無料)
 ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) 発信地：PHSからも利用可能

2023年 6月 22日発行

目こ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
 ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

| | | | |
|---|--------------------|--|---------------------------------|
| お電話番号等 (024)533-7615 ご請求番号 | ご請求年月 2023年 6月分 | ご請求額 (Charge) 2,680 円 | お支払期限 (Due Date) 2023年 7月 5日 |
| ご請求の内訳 | 金額 (円) | お知らせ | |
| NTT東日本ご利用分 (合計) | 2,680 2,680 | 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。 | |
| ●お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。 | | 料金お問い合わせ電話受付 午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせていただきます。 | |

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

| 行 差 内 外 口 | 五 期 (円) | 祝 日 万 | し かり 用 期 間 等 の 知 ら せ |
|-----------------|---------|-------|-------------------------------------|
| 【NTT東日本ご利用分】 | | | |
| 回線使用料(基本料)(事務用) | 2,400 | 合算 | 5月 6日～ 6月 5日 |
| ダイヤル通話料 | 34 | 合算 | 5月 6日～ 6月 5日。なお前月分は42円でした。 |
| ユニバーサルサービス料他 | 3 | 合算 | 1番号分のご請求となります。 |
| 消費税相当額 | 243 | | |
| (内訳)消費税相当額(合算分) | (243) | | 合算表示の料金を合計した2,437円に1.0%を乗じて算出しています。 |
| (合 計) | 2,680 | | |

領 収 書 等 添 付 用 紙

No. (9 - ①)

放送受信料
払込受領証
(金融機関・コンビニ用)

| | |
|--------------|---------------------------|
| お客様氏名 | 耀ふくしま 様 |
| お客様番号 | XXXXXXXXXX |
| 金額 | 4440 円 |
| お支払期間 | 令和 5年 6月 ~ 令和 5年 7月 |
| 受取人 | 日本放送協会 |
| お問い合わせ先・電話番号 | 福島放送局 024-526-4623 |
| 金融機関・CVS受取印 | 23.7.16 |

※この領収書は、放送受信料の払込にのみ有効です。他の用途には使用できません。

6月~7月分

↓

6月1日~7月30日分
※7月31日分のみ会派負担

(1) 7月分

$$4,440 \div 2 = 2,220 \text{ 円}$$

$$2,220 \times 30 / 31 = 2,148 \text{ 円}$$

(政務活動費没出)

$$2,220 - 2,148 = 72 \text{ 円}$$

(会派のみ負担)


(2) 6~7月分計

$$2,220 + 2,148 = 4,368 \text{ (円)}$$

NHK 放送受信料払い込みのお願い

960-8111
福島市
五老内町

3-1 福島市役所内
耀ふくしま 様



100-1 1-20-0000-60 6050-001-001-03 *
60002779-1/1-80-6320409900002779#
#421306200009944560

お問い合わせ先
NHK 福島放送局
〒960-8588
福島市早稲町1-2

電話 024-526-4623
受付時間 平日10時~17時(土・日・祝日除く)

下の払込用紙を切り取り、裏面の郵便局、金融機関、コンビニエンスストアの名窓口へお払い込みをお願いします。

NHK 放送受信料請求書

令和 5年 6月20日

東京都渋谷区神南二丁目2番1号

NHK 日本放送協会

会長 箱 葉 延 雄

耀ふくしま 様

| | | | |
|---------------------|---|-------------------------|--|
| お客様番号 [REDACTED] | ご請求金額 (消費税および 地方消費税を含みます) 4,440円 | ご請求期間 令和 5. 6 ~ 5. 7 | 請求書No. 0000004 |
| 請求分内訳 請求件数 | | | 左記のとおりご請求申し上げます 添付の払込用紙でお支払いください。 ご請求期間の内容とは 異なる場合がございます。 |
| | | | ご契約件数 衛星契約 1 |

| ご契約件数 | 金額(円) | 期 間 | 備 考 |
|---------|-------|-------------|-----|
| 衛星 1 | 4,440 | 5. 6 ~ 5. 7 | 2か月 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

お問い合わせ先
福島放送局
電話 024-526-4623

領 収 書 等 添 付 用 紙

No. (11 - ①)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号または
お客さま電話番号等

お客さま氏名
福島市議会 耀ふく
しま 様

金 額
2023年 7月分
¥2,721
うち、加算料等 247円

東日本電信電話株式会社

宮城事業部

お客さまからの
料金お問い合わせ先(無料)

0120-002-992

| | | |
|---------------------|--|-----------------------|
| 収入 印紙 貼付 欄 | | 領 収 日 付 印 |
| | | |

(お客さま)

NTT 東日本

東日本電信電話株式会社
宮城事業部

〒112-8601 東京都千代田区千代田 1-1-1

〒983-0841 宮城県仙台市宮城野区 原町 6丁目

〒983-0841 宮城県仙台市宮城野区 原町 6丁目

〒983-0841 宮城県仙台市宮城野区 原町 6丁目

〒983-0841 宮城県仙台市宮城野区 原町 6丁目

〒983-0841 宮城県仙台市宮城野区 原町 6丁目

〒983-0841 宮城県仙台市宮城野区 原町 6丁目

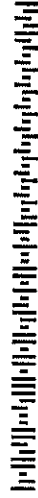
〒983-0841 宮城県仙台市宮城野区 原町 6丁目



960-8111

福島市五老内町3-1

福島市役所 7階
福島市議会 耀ふくしま 様



※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめの上おかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「1161」へ(無料) 携帯電話・PHSからは
0120-116-000(無料)
電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは
0120-444-113(無料)
ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) 携帯電話・PHSからはご利用可能

2023年 7月 20日発行

日ごろ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

| | | | |
|---|--------------------|--|---------------------------------|
| お召さる電話番号等 (024)533-7615 ご請求番号 | ご請求年月 2023年 7月分 | ご請求額 (Charge) 2,721 円 | お支払期限 (Due Date) 2023年 8月 7日 |
| ご請求の内訳 | 金額 (円) | お知らせ | |
| NTT東日本ご利用分 | 2,699 | 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。 | |
| NTTコミュニケーションズご利用分 (合計) | 22 | | |
| ●お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。 | | 料金お問い合わせ電話受付 | |
| ↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。 | | 営業時間 午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせていただきます。 | |

ご利用期間等のお知らせ

| 料金内訳名 | 金額(円) | 税区分 | 6月6日～7月5日 6月6日～7月5日。なお前月は34円でした。 1番号分のご請求となります。 |
|---------------------|-------|-----|---|
| 【NTT東日本ご利用分】 | | 合算 | |
| 回線使用料(基本料)(事務用) | 2,400 | 合算 | |
| ダイヤル通話料 | 51 | 合算 | |
| ユニバーサルサービス料他 | 3 | 合算 | |
| 消費税相当額 | 245 | | |
| (内訳)消費税相当額(合算分) | (245) | | 合算表示の料金を合計した2,454円に10%を乗じて算出しています。 |
| (小計) | 2,699 | | |
| 【NTTコミュニケーションズご利用分】 | | 合算 | |
| ダイヤル通話料 | 20 | 合算 | 6月6日～7月5日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む |
| 消費税相当額 | 2 | | 合算表示の料金を合計した20円に10%を乗じて算出しています。 |
| (内訳)消費税相当額(合算分) | (2) | | |
| (小計) | 22 | | |
| (合計) | 2,721 | | |